

四半期報告書

(第88期第2四半期)

株式会社福岡中央銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	19
第5 【経理の状況】	20
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	20
3 【中間財務諸表】	21
4 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	54

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成20年11月28日

【四半期会計期間】 第88期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田 中 克 佳

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中 島 健 二

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【電話番号】 092—751—4431(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 中 島 健 二

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第86期中	第87期中	第88期中	第86期	第87期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	4,910	5,392	5,701	10,220	10,980
経常利益	百万円	853	1,033	395	1,145	785
中間純利益	百万円	641	553	231	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	617	311
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
発行済株式総数	千株	27,371	27,371	27,371	27,371	27,371
純資産額	百万円	21,486	21,205	18,555	22,428	19,625
総資産額	百万円	391,383	416,035	424,589	408,731	420,289
預金残高	百万円	360,482	383,569	391,967	378,161	392,130
貸出金残高	百万円	287,909	298,180	304,861	293,283	307,140
有価証券残高	百万円	70,601	72,629	83,556	73,399	72,689
1株当たり純資産額	円	787.86	777.94	681.29	822.52	720.14
1株当たり中間純利益金額	円	23.50	20.29	8.48	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	22.63	11.43
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	5.4	5.0	4.3	5.4	4.6
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.21	9.35	8.58	9.21	9.10
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12,599	△16,424	△7,559	6,513	7,492
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,244	△2,297	△13,384	△3,005	△4,401
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△73	△72	△74	△143	△143
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	8,319	6,808	7,531	25,602	28,551
従業員数	人	495	514	529	483	487
[外、平均臨時従業員数]		[39]	[45]	[46]	[42]	[44]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしていません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 なお、平成18年9月は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
7. 従業員数については、就業人員数を表示しております。
8. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当する会社はありません。

4 【従業員の状況】

当行の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	529 [46]
---------	-------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員87人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行が判断したものであります。

(1) 業績の状況

[金融経済環境]

当第2四半期のわが国経済は、原材料価格の高騰の影響などによる企業収益の悪化を背景に設備投資が減少、輸出や個人消費も伸び悩むなど減速感是一段と強まりました。また、先行きにつきましても、海外経済の減速が明確化するもとの、国内民間需要も家計の実質所得の減少などから引き続き減少して推移する可能性が高く、停滞を続けるものとみられております。

金融情勢につきましても、欧米金融機関が相次いで破綻するなど世界的な金融・資本市場の混乱が続いており、わが国の市場についても株価下落や円高など深刻な影響を及ぼしております。

[営業の経過及び成果]

このような金融経済環境のもと、業容面では、預金及び譲渡性預金は前事業年度末比57億8百万円増加の3,999億48百万円となりました。貸出金につきましては、前事業年度末比22億79百万円減少の3,048億61百万円となりました。

損益面につきましては、当第2四半期会計期間において、経常収益は28億6百万円となりました。一方、経常費用は24億30百万円となりました。その結果、経常利益は3億75百万円となり、四半期純利益は1億96百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は2,008百万円、役務取引等収支は△51百万円、その他業務収支は152百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は46百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

合計では、資金運用収支は2,054百万円、役務取引等収支は△50百万円、その他業務収支は152百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	2,008	46	2,054
うち資金運用収益	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	2,389	61	2,436 ¹⁵
うち資金調達費用	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	381	15	381 ¹⁵
役務取引等収支	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	△51	0	△50
うち役務取引等収益	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	162	2	164
うち役務取引等費用	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	213	1	215
その他業務収支	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	152	0	152
うちその他業務収益	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	152	0	152
うちその他業務費用	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	0	—	0

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、164百万円となりました。

役務取引等費用は、215百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	162	2	164
うち預金・貸出業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	26	—	26
うち為替業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	90	2	93
うち証券関連業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	15	—	15
うち代理業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	10	—	10
うち保護預り 貸金庫業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	0	—	0
うち保証業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	0	—	0
役務取引等費用	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	213	1	215
うち為替業務	前第2四半期会計期間	—	—	—
	当第2四半期会計期間	22	1	23

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	383,452	116	383,569
	平成20年9月30日	391,872	95	391,967
うち流動性預金	平成19年9月30日	120,075	79	120,154
	平成20年9月30日	115,445	63	115,508
うち定期性預金	平成19年9月30日	261,557	37	261,595
	平成20年9月30日	272,860	31	272,892
うちその他	平成19年9月30日	1,820	—	1,820
	平成20年9月30日	3,566	—	3,566
譲渡性預金	平成19年9月30日	5,144	—	5,144
	平成20年9月30日	7,980	—	7,980
総合計	平成19年9月30日	388,596	116	388,713
	平成20年9月30日	399,852	95	399,948

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	298,180	100.00	304,861	100.00
製造業	19,541	6.55	19,365	6.35
農業	214	0.07	208	0.07
林業	0	0.00	—	—
漁業	84	0.03	102	0.03
鉱業	2,470	0.83	5,177	1.70
建設業	35,428	11.88	33,505	10.99
電気・ガス・熱供給・水道業	2,000	0.67	2,390	0.78
情報通信業	1,234	0.41	3,820	1.25
運輸業	8,834	2.96	9,210	3.02
卸売・小売業	31,247	10.48	31,724	10.41
金融・保険業	20,294	6.81	16,239	5.33
不動産業	41,886	14.05	46,395	15.22
各種サービス業	41,586	13.95	40,501	13.29
地方公共団体	13,594	4.56	15,374	5.04
その他	79,762	26.75	80,847	26.52
国際業務部門	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—
卸売・小売業	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	298,180	—	304,861	—

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に営業活動によるキャッシュ・フローのプラスにより3億87百万円増加し、当四半期末残高は、75億31百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において営業活動における資金は、主に、貸出金の純減等により6億21百万円のプラスとなりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において投資活動における資金は、主に、有価証券の取得による支出等により2億28百万円のマイナスとなりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間において財務活動における資金は、主に、自己株式の取得による支出等により5百万円のマイナスとなりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	4,391	4,342	△49
経費(除く臨時処理分)	3,121	3,192	71
人件費	1,872	1,933	61
物件費	1,105	1,093	△12
税金	143	166	23
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,269	1,149	△120
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,269	1,149	△120
一般貸倒引当金繰入額	—	235	235
業務純益	1,269	914	△355
うち債券関係損益	—	152	152
臨時損益	△236	△518	△282
株式関係損益	△112	72	184
不良債権処理損失	123	593	470
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	—	570	570
延滞債権売却損	123	3	△120
その他	—	18	18
その他臨時損益	△0	2	2
経常利益	1,033	395	△638
特別損益	△174	△37	137
うち固定資産処分損益	△12	△10	2
うち減損損失	—	27	27
うち役員退職慰労引当金繰入額	176	—	△176
うち睡眠預金払戻損失引当金繰入額	74	—	△74
うち貸倒引当金取崩額	89	—	△89
税引前中間純利益	858	358	△500
法人税、住民税及び事業税	56	261	205
法人税等調整額	248	△134	△382
中間純利益	553	231	△322

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.50	2.41	△0.09
(イ)貸出金利回	2.86	2.78	△0.08
(ロ)有価証券利回	1.71	1.63	△0.08
(2) 資金調達原価 ②	1.91	1.98	0.07
(イ)預金等利回	0.28	0.37	0.09
(ロ)外部負債利回	—	—	—
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.59	0.43	△0.16

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2. 有価証券利回には商品有価証券利回を含んでおりません。
 3. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11.60	12.01	0.41
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.60	12.01	0.41
業務純益ベース	11.60	9.55	△2.05
中間純利益ベース	5.05	2.41	△2.64

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	383,569	391,967	8,398
預金(平残)	373,582	388,774	15,192
貸出金(未残)	298,180	304,861	6,681
貸出金(平残)	294,549	302,319	7,770

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	294,980	306,220	11,240
法人	79,779	76,407	△3,372
合計	374,759	382,627	7,868

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	54,387	54,461	74
住宅ローン残高	32,947	34,907	1,960
その他ローン残高	21,439	19,553	△1,886

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	269,037	269,934	897
総貸出金残高	②	百万円	298,180	304,861	6,681
中小企業等貸出金比率	①/②	%	90.22	88.54	△1.68
中小企業等貸出先件数	③	件	29,585	28,596	△989
総貸出先件数	④	件	29,625	28,642	△983
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.86	99.83	△0.03

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	9	40	4	18
保証	66	565	54	388
計	75	605	58	407

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,500	2,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,203	1,203
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,396	1,396
	その他利益剰余金	10,890	10,743
	その他	—	—
	自己株式(△)	55	65
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	68	68
	その他有価証券の評価差損(△)	—	1,095
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	15,866	14,614
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,936	2,936
	一般貸倒引当金	1,338	1,371
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	4,275	4,307	
うち自己資本への算入額 (B)	4,275	4,307	
控除項目	控除項目(注4) (C)	106	100
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	20,036	18,822
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	197,686	202,764
	オフ・バランス取引等項目	614	561
	信用リスク・アセットの額 (E)	198,301	203,326
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	15,926	16,034
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,274	1,282
計 (E) + (F) (H)	214,227	219,361	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.35	8.58
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.40	6.66

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51	72
危険債権	35	59
要管理債権	34	22
正常債権	2,871	2,902

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
新室見支店	福岡市西区石丸 1-14-12	鉄骨造スレート葺 2階建銀行店舗	411.24	456.33	平成20年8月

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、第1四半期会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
若松支店	北九州市若松区 本町2-2-21	新築 (建替)	鉄筋コンクリート 造2階建銀行店舗 敷地面積736.65㎡ 建物延面積547.29㎡	215	0	自己資金 による	平成20年 12月	平成21年 6月
本店ほか 各支店	福岡市中央区 ほか	新設	事務機械等	88	—	同上	平成20年 10月	平成21年 3月

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 事務機械等の主なものは、平成21年3月までに購入予定であります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,371,605	同左	福岡証券取引所	—
計	27,371,605	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	27,371	—	2,500,000	—	1,203,777

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	2,515	9.19
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,113	7.71
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	1,333	4.87
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,324	4.83
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	1,215	4.43
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	1,141	4.16
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	864	3.15
株式会社 三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	833	3.04
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	824	3.01
株式会社 熊本ファミリー銀行	熊本市水前寺六丁目29番20号	720	2.63
計	—	12,885	47.07

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) 2,113千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 135,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,817,000	26,817	—
単元未満株式	普通株式 419,605	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	27,371,605	—	—
総株主の議決権	—	26,817	—

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が5千株含まれております。
また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が5個含まれております。
2. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式187株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	135,000	—	135,000	0.49
計	—	135,000	—	135,000	0.49

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	480	460	448	438	455	410
最低(円)	450	441	415	410	400	383

(注) 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本監査法人から名称変更しております。

4. 当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※6 8,039	※6 8,262	※6 29,282
コールローン	25,700	16,000	—
買入金銭債権	66	1	35
商品有価証券	171	129	154
有価証券	※6 72,629	※6 83,556	※6 72,689
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 298,180	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 304,861	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 307,140
外国為替	※5 133	※5 89	※5 73
その他資産	※6 1,096	※6 1,058	※6 1,021
有形固定資産	※8, ※9, ※10 11,605	※8, ※9 12,103	※8, ※9, ※10 11,613
無形固定資産	196	148	157
繰延税金資産	752	3,122	2,156
支払承諾見返	605	407	441
貸倒引当金	△3,142	△5,151	△4,474
資産の部合計	416,035	424,589	420,289
負債の部			
預金	※6 383,569	※6 391,967	※6 392,130
譲渡性預金	5,144	7,980	2,109
外国為替	0	—	—
その他負債	1,703	2,302	2,330
未払法人税等		267	390
その他の負債		2,035	
退職給付引当金	876	474	666
役員退職慰労引当金	199	146	226
睡眠預金払戻損失引当金	76	100	105
再評価に係る繰延税金負債	※8 2,653	※8 2,653	※8 2,653
支払承諾	605	407	441
負債の部合計	394,830	406,033	400,664
純資産の部			
資本金	2,500	2,500	2,500
資本剰余金	1,203	1,203	1,203
資本準備金	1,203	1,203	1,203
利益剰余金	12,286	12,140	11,977
利益準備金	1,396	1,396	1,396
その他利益剰余金	10,890	10,743	10,580
固定資産圧縮積立金	491	487	489
別途積立金	9,575	9,775	9,575
繰越利益剰余金	823	481	516
自己株式	△55	△65	△58
株主資本合計	15,934	15,778	15,622
その他有価証券評価差額金	1,397	△1,095	130
土地再評価差額金	※8 3,872	※8 3,872	※8 3,872
評価・換算差額等合計	5,270	2,777	4,002
純資産の部合計	21,205	18,555	19,625
負債及び純資産の部合計	416,035	424,589	420,289

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	5,392	5,701	10,980
資金運用収益	4,939	4,983	9,807
(うち貸出金利息)	4,228	4,223	8,514
(うち有価証券利息配当金)	653	711	1,171
役務取引等収益	387	352	722
その他業務収益	2	154	312
その他経常収益	62	210	137
経常費用	4,359	5,305	10,194
資金調達費用	551	752	1,241
(うち預金利息)	546	745	1,225
役務取引等費用	387	396	714
その他業務費用	—	0	—
営業経費	※1 3,166	※1 3,246	6,228
その他経常費用	※2 254	※2 910	※2 2,010
経常利益	1,033	395	785
特別利益	※3 89	—	—
特別損失	※4 263	37	329
固定資産処分損	—	10	47
減損損失	—	※5 27	—
役員退職慰労引当金繰入額	—	—	176
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	—	—	105
税引前中間純利益	858	358	456
法人税、住民税及び事業税	56	261	439
法人税等調整額	248	△134	△294
法人税等合計	—	127	—
中間純利益	553	231	311

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	2,500	2,500	2,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,500	2,500	2,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,203	1,203	1,203
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,203	1,203	1,203
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	1,396	1,396	1,396
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	1,396	1,396	1,396
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	493	489	493
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△1	△3
当中間期変動額合計	△1	△1	△3
当中間期末残高	491	487	489
別途積立金			
前期末残高	9,075	9,575	9,075
当中間期変動額			
別途積立金の積立	500	200	500
当中間期変動額合計	500	200	500
当中間期末残高	9,575	9,775	9,575
繰越利益剰余金			
前期末残高	836	516	836
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△68	△136
中間純利益	553	231	311
自己株式の処分	△0	△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	1	1	3
別途積立金の積立	△500	△200	△500
当中間期変動額合計	△12	△34	△320
当中間期末残高	823	481	516
利益剰余金合計			
前期末残高	11,801	11,977	11,801
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△68	△136
中間純利益	553	231	311
自己株式の処分	△0	△0	△0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
当中間期変動額合計	485	163	175
当中間期末残高	12,286	12,140	11,977

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△51	△58	△51
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4	△6	△8
自己株式の処分	0	0	1
当中間期変動額合計	△4	△6	△7
当中間期末残高	△55	△65	△58
株主資本合計			
前期末残高	15,454	15,622	15,454
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△68	△136
中間純利益	553	231	311
自己株式の取得	△4	△6	△8
自己株式の処分	0	0	1
当中間期変動額合計	480	156	168
当中間期末残高	15,934	15,778	15,622
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	3,101	130	3,101
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,703	△1,225	△2,971
当中間期変動額合計	△1,703	△1,225	△2,971
当中間期末残高	1,397	△1,095	130
土地再評価差額金			
前期末残高	3,872	3,872	3,872
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	3,872	3,872	3,872
評価・換算差額等合計			
前期末残高	6,974	4,002	6,974
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,703	△1,225	△2,971
当中間期変動額合計	△1,703	△1,225	△2,971
当中間期末残高	5,270	2,777	4,002
純資産合計			
前期末残高	22,428	19,625	22,428
当中間期変動額			
剰余金の配当	△68	△68	△136
中間純利益	553	231	311
自己株式の取得	△4	△6	△8
自己株式の処分	0	0	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,703	△1,225	△2,971
当中間期変動額合計	△1,223	△1,069	△2,803
当中間期末残高	21,205	18,555	19,625

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	858	358	456
減価償却費	177	168	370
減損損失	—	27	—
貸倒引当金の増減(△)	△782	676	549
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△210	△192	△420
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	199	△79	226
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	76	△5	105
資金運用収益	△4,939	△4,983	△9,807
資金調達費用	551	752	1,241
有価証券関係損益(△)	117	△224	△221
為替差損益(△は益)	0	1	△1
固定資産処分損益(△は益)	12	10	47
貸出金の純増(△)減	△4,897	2,278	△13,856
預金の純増減(△)	5,408	△163	13,969
譲渡性預金の純増減(△)	3,244	5,870	209
預け金(預入期間三ヶ月超)の純増(△)減	5,000	—	5,500
コールローン等の純増(△)減	△25,649	△15,966	81
外国為替(資産)の純増(△)減	△23	△16	36
外国為替(負債)の純増減(△)	0	—	△0
資金運用による収入	5,021	4,904	9,972
資金調達による支出	△541	△640	△874
その他	126	49	124
小計	△16,249	△7,175	7,709
法人税等の支払額	△174	△384	△217
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,424	△7,559	7,492
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△7,267	△47,234	△25,022
有価証券の売却による収入	—	4,783	12,395
有価証券の償還による収入	5,059	29,753	8,523
有形固定資産の取得による支出	△82	△661	△271
有形固定資産の除却による支出	—	—	△16
無形固定資産の取得による支出	△6	△25	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,297	△13,384	△4,401
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額	△68	△68	△136
自己株式の取得による支出	△4	△6	△8
自己株式の売却による収入	0	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△72	△74	△143
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△1	1
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△18,794	△21,019	2,948
現金及び現金同等物の期首残高	25,602	28,551	25,602
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 6,808	※1 7,531	※1 28,551

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
	—————	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、該当するリース資産はありません。	—————

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 引当金の 計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は23百万円、特別損失は176百万円それぞれ増加し、経常利益は23百万円、税引前中間純利益は199百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、営業経費は50百万円、特別損失は176百万円それぞれ増加し、経常利益は50百万円、税引前当期純利益は226百万円それぞれ減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は2百万円、特別損失は74百万円それぞれ増加し、経常利益は2百万円、税引前中間純利益は76百万円それぞれ減少しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、払戻時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から同報告を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、特別損失は105百万円増加し、税引前当期純利益は105百万円減少しております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	同 左	同 左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
10. (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は653百万円、延滞債権額は7,847百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,439百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,747百万円、延滞債権額は11,353百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,178百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は680百万円、延滞債権額は10,537百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,280百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,941百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,530百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 203百万円 預け金 4百万円 担保資産に対応する債務 預金 345百万円 上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,596百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,278百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,790百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 221百万円 預け金 4百万円 担保資産に対応する債務 預金 562百万円 上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券9,797百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	<p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は13,498百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,091百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 221百万円 預け金 4百万円 担保資産に対応する債務 預金 427百万円 上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券18,918百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は4百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,531百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが15,701百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,540百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,935百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,104百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが17,416百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,357百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,323百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 165百万円 (当中間期圧縮記帳額一百万円)</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,367百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,249百万円</p> <p>—————</p>	<p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,357百万円</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,203百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 165百万円 (当事業年度圧縮記帳額一百万円)</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)								
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 135百万円 無形固定資産 42百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、債権売却損125百万円、株式等償却112百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額2百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 特別利益は、貸倒引当金戻入益89百万円であります。</p> <p>※4. 特別損失には、役員退職慰労引当金繰入額176百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額74百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 134百万円 無形固定資産 34百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額805百万円及び株式等償却72百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※5. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="639 987 991 1122"> <tr> <td>地域</td> <td>福岡県</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産3ヵ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物動産</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>27百万円</td> </tr> </table> <p>稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産3ヵ所	種類	建物動産	減損損失額	27百万円	<p>—————</p> <p>※2. その他経常費用には、債権売却損136百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>
地域	福岡県									
主な用途	遊休資産3ヵ所									
種類	建物動産									
減損損失額	27百万円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合 計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	104	10	1	113	(注)
合 計	104	10	1	113	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	68	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月27日 取締役会	普通株式	68	その他 利益剰余金	2.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合 計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	120	15	0	135	(注)
合 計	120	15	0	135	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	68	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月27日 取締役会	普通株式	68	その他 利益剰余金	2.50	平成20年9月30日	平成20年12月8日

Ⅲ 前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	104	18	2	120	(注)
合計	104	18	2	120	

(注) 自己株式の増加及び減少は、それぞれ単元未満株式の買取及び買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	68	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月27日 取締役会	普通株式	68	2.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	68	その他 利益剰余金	2.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成19年9月30日現在	平成20年9月30日現在	平成20年3月31日現在
現金預け金勘定 8,039	現金預け金勘定 8,262	現金預け金勘定 29,282
定期預け金 △1,231	定期預け金 △731	定期預け金 △731
(預入期間3ヵ月超)	(預入期間3ヵ月超)	(預入期間3ヵ月超)
現金及び現金同等物 6,808	現金及び現金同等物 7,531	現金及び現金同等物 28,551

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 175百万円 合計 175百万円 減価償却累計額相当額 動産 104百万円 合計 104百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 70百万円 合計 70百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 29百万円 1年超 45百万円 合計 75百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円 	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>①リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 該当ありません。</p> <p>(イ) 無形固定資産 該当ありません。</p> <p>②リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 92百万円 合計 92百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 48百万円 合計 48百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 一百万円 合計 一百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 44百万円 合計 44百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 14百万円 1年超 30百万円 合計 45百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 177百万円 合計 177百万円 減価償却累計額相当額 動産 119百万円 合計 119百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 合計 一百万円 期末残高相当額 動産 57百万円 合計 57百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 21百万円 1年超 37百万円 合計 58百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																						
<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	21百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	20百万円	支払利息相当額	1百万円	減損損失	—百万円	1年内	2百万円	1年超	4百万円	合計	7百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	14百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	13百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	1年内	2百万円	1年超	3百万円	合計	5百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>勘定の取崩額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	39百万円	リース資産減損	—百万円	勘定の取崩額		減価償却費相当額	37百万円	支払利息相当額	1百万円	減損損失	—百万円	1年内	2百万円	1年超	4百万円	合計	7百万円
支払リース料	21百万円																																																							
リース資産減損	—百万円																																																							
勘定の取崩額																																																								
減価償却費相当額	20百万円																																																							
支払利息相当額	1百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	4百万円																																																							
合計	7百万円																																																							
支払リース料	14百万円																																																							
リース資産減損	—百万円																																																							
勘定の取崩額																																																								
減価償却費相当額	13百万円																																																							
支払利息相当額	0百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	3百万円																																																							
合計	5百万円																																																							
支払リース料	39百万円																																																							
リース資産減損	—百万円																																																							
勘定の取崩額																																																								
減価償却費相当額	37百万円																																																							
支払利息相当額	1百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	2百万円																																																							
1年超	4百万円																																																							
合計	7百万円																																																							

(有価証券関係)

- ※1. 中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
 ※2. 前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末のいずれにおいても「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
その他	2,000	1,885	△114

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	8,872	10,944	2,071
債券	51,006	51,189	183
国債	30,579	30,716	136
地方債	5,681	5,718	37
社債	14,745	14,754	9
その他	7,661	7,753	91
合計	67,541	69,887	2,346

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 当中間会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理に該当するものはありませんでした。

有価証券の減損処理については、中間決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	741

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
その他	5,000	4,704	△295

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	9,641	9,185	△455
債券	58,058	58,023	△34
国債	30,594	30,548	△46
地方債	2,946	2,969	23
社債	24,516	24,505	△11
その他	12,061	10,711	△1,349
合計	79,760	77,921	△1,839

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 当中間会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について減損処理に該当するものはありませんでした。

有価証券の減損処理については、中間決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	623
その他	12

Ⅲ 前事業年度末

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	154	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他	2,000	1,742	△257	—	257

(注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	9,483	9,740	256	1,270	1,013
債券	50,129	50,639	509	631	121
国債	31,557	31,815	257	345	87
地方債	3,250	3,301	51	51	0
社債	15,321	15,522	200	234	33
その他	10,161	9,613	△548	9	558
合計	69,775	69,993	218	1,911	1,693

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について9百万円減損処理を行っております。

有価証券の減損処理については、決算時の時価の下落率が簿価の30%以上であるものを対象としております。時価の下落率が簿価の50%以上である場合は、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行っております。また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っております。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 該当ありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	12,395	332	—

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	695

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	14,872	13,721	14,634	7,411
国債	13,302	4,177	6,924	7,411
地方債	454	2,611	235	—
社債	1,115	6,931	7,475	—
その他	99	4,137	993	2,000
合計	14,972	17,858	15,628	9,411

(金銭の信託関係)

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,346
その他有価証券	2,346
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	948
その他有価証券評価差額金	1,397

II 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,839
その他有価証券	△1,839
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	744
その他有価証券評価差額金	△1,095

III 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	218
その他有価証券	218
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	88
その他有価証券評価差額金	130

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

- (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間会計期間末

- (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

Ⅲ 前事業年度末

1. 取引の状況に関する事項

当行は、先物為替予約及び為替スワップ取引を行っております。

先物為替予約及び為替スワップ取引は、顧客のニーズに応え為替変動リスクヘッジのために行っており、顧客の実需取引に限定しております。

また、リスク管理体制については、「市場関連リスク管理方針」、「市場関連リスク管理規定」に基づき、厳格なリスク管理を行っております。

なお、為替関係については、外為市場との直接取引は行っておらず、全て都市銀行等コルレス銀行への取次のみであるため、リスクはないと認識いたしております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
該当ありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
該当ありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当ありません。

(持分法損益等)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当はありません。

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当はありません。

III 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当はありません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	777.94	681.29	720.14
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	20.29	8.48	11.43

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	21,205	18,555	19,625
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	21,205	18,555	19,625
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	27,258	27,236	27,251

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	553	231	311
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	553	231	311
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	27,262	27,246	27,259

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

(1) 第2四半期会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)
	当第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	2,806
資金運用収益	2,436
(うち貸出金利息)	2,131
(うち有価証券利息配当金)	290
役務取引等収益	164
その他業務収益	152
その他経常収益	52
経常費用	2,430
資金調達費用	381
(うち預金利息)	377
役務取引等費用	215
その他業務費用	0
営業経費	1,560
その他経常費用	※1 272
経常利益	375
特別損失	32
固定資産処分損	5
減損損失	27
税引前四半期純利益	342
法人税、住民税及び事業税	215
法人税等調整額	△69
法人税等合計	146
四半期純利益	196

当第2四半期会計期間
(自 平成20年7月1日
至 平成20年9月30日)

※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額250百万円を含んでおります。

(2) 中間配当

平成20年11月27日開催の取締役会において、第88期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	68百万円
--------	-------

1株当たりの中間配当金	2円50銭
-------------	-------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	喜 多 村 教 證	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	工 藤 雅 春	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村 田 賢 治	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月27日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第88期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成20年11月28日

【会社名】 株式会社 福岡中央銀行

【英訳名】 THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田 中 克 佳

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大名二丁目12番1号

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取田中克佳は、当行の第88期第2四半期(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。